

## 第5章 障がい福祉サービス

サービスの必要見込量（支給量）は、地域の実情やニーズを的確に把握した上で、事業者や住民の意見などを考慮して設定します。

本章では、障がい福祉サービスについて、第3期（平成24年度～平成26年度）の計画に係る評価を行い、次期計画期間における必要量の見込みや実施に関する考え方及び必要量確保に向けた方策をサービス種類ごとに設定します。

### 1 居住系サービス

#### (1) 居住系サービスの種類と内容

##### ① 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営むことに支障のない障がい者等（主に軽度知的障がい者または精神障がい者）に、夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談その他日常生活上の援助を行います。

※ 法改正により平成26年4月1日から、共同生活介護（ケアホーム（※4））はグループホームに統合されました。

##### ② 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。

#### (2) 居住系サービス実施に関する考え方

現在、本市の障がい者等のうち、56名の方が共同生活援助を利用し、グループホームに入居しています。

居住の場については、施設から地域生活への移行が求められており、市内にはグループホーム及び精神科病院があることから、現在のサービス利用者及び

退院可能と思われる精神障がい者の地域移行に伴い、需要は高まることが予想されます。

このほか、本市の高齢化率は41.8%（平成26年9月末現在）と非常に高く、障がい者等を支援している家族自体の介護力の低下も予想されることから、施設・病院だけではなく、自宅からグループホームへ移行することも予想されます。

また、家族介護を受けていた障がい者等において、介護者の死亡により単身世帯となった際は、必要なサービスを受けるための新たな居住の場が必要となることも増加の要因となります。

しかし、需要が高まっても施設の定員等の都合もあり、新たに建設がされない限り、希望に応じたサービス提供は困難であることから、一概にニーズに応じた利用者数の増加を見込むことができないのが現状です。

これらのことから、居住系サービス実施の算定にあたっては、本計画作成時の実利用人数を基礎として、定員状況を考慮しつつ、新たに利用する者、入所施設から移行する者及び退院可能と思われる精神障がい者のうち移行する人数などを見込み、1月あたりの利用人数として算定します。

なお、障がい者等が地域で生活するための居住環境の確保への支援を行うとともに、その利用について適正な情報提供がなされるよう配慮していきます。

(3) 居住系サービス必要量の見込み（1月当たりの量）

① 第3期計画の実績と第4期計画の目標値

（単位：人）

サービス体系	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成29年度 (第4期) 目標値
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績 (見込み)	
グループホーム	50	55	50	57	50	56	56
※ケアホーム							
施設入所支援	55	53	57	53	59	53	59
全体	105	108	107	110	109	109	115

※ ケアホームは、平成26年4月1日よりグループホームに統合された。

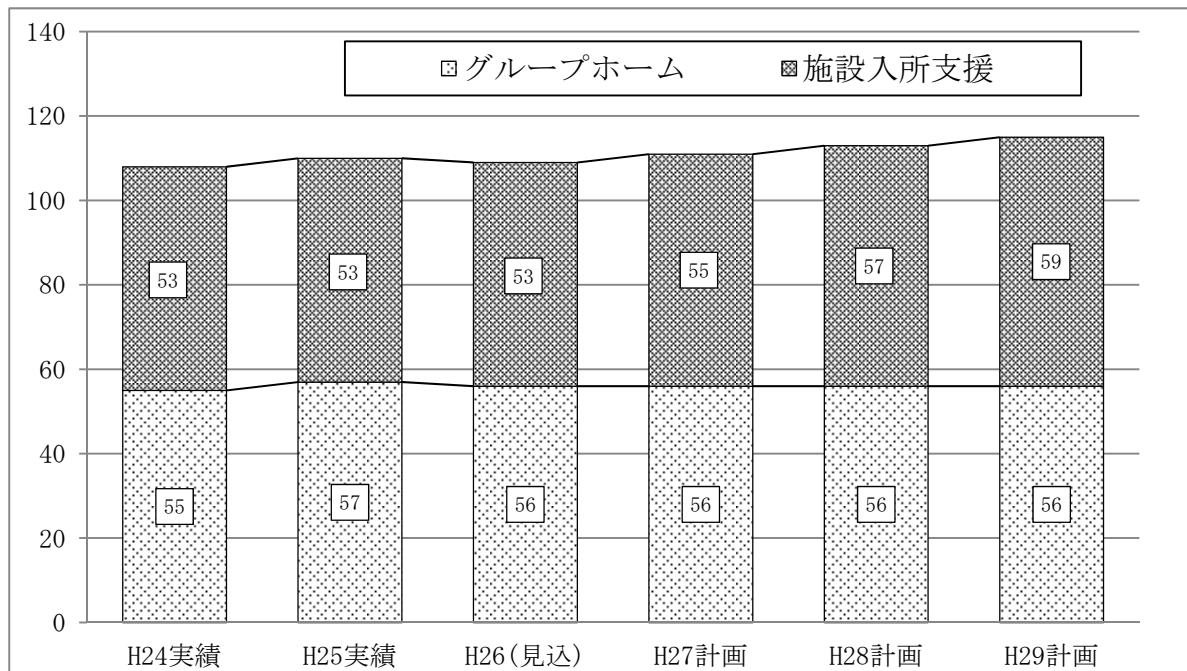
② 第3期計画の評価

共同生活援助において、各年目標値を上回る実績となっており、これは本市が有する旧教職員住宅の一部を、市内の事業所がグループホームに改造利用したことから利用者が増加したものです。

同事業所は、これまでも旧教職員住宅の一部をグループホームに改造する事業を行っており、本市が事業所と連携を深めることで、障がいのある方の居住の場の確保に繋がった結果と言えます。

施設入所支援においては、利用者の多少の増減はあったものの、横ばい状態であり、地域移行への難しさが表わされています。

③ 第4期計画の目標値



(単位：人)

サービス体系	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (第 4 期) 目標値
グループホーム	56	56	56
施設入所支援	55	57	59
全 体	111	113	115

(4) 居住系サービス必要量確保のための方策

障がい者等が地域移行するための居住環境として、グループホームの確保を図るため、引き続き事業所等に対し市有施設等の有効活用など必要な支援を行うとともに、円滑なサービスの提供を図り、連携強化に努めます。

施設入所支援についても、障がい者等が必要なサービスを受けることができるよう他市の事業所と連携を深めることに努めます。

また、地域に建設されているグループホームでの生活者が、安心して生活できるよう、市民に対し障がい等への理解を深める支援に努めます。

## 2 日中活動系サービス

### (1) 日中活動系サービスの種類と内容

#### ① 生活介護

常時介護が必要な障がい者等に対し、昼間、入浴、排せつ及び食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生活活動の機会などを提供します。

#### ② 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で身体機能または生活能力の維持、向上などを図るため、一定の支援が必要な身体障がい者等に対し、理学療法や作業療法などによるリハビリテーション（※21）や日常生活に係る訓練などの支援を行います。

#### ③ 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で身体機能及び生活能力の維持、向上などを図るため、一定の支援が必要な知的障がい者または精神障がい者に対し、日常生活に係る訓練や相談などの支援を行います。

#### ④ 就労移行支援

一般就労を希望する障がい者等に対して、就労に必要な知識・能力の向上や適性のあった職種への就労を図るため、一定期間、生産活動などの機会を提供します。

#### ⑤ 就労継続支援（A型）

就労移行支援事業などを利用したが一般就労に結びつかなかった障がい者または就労経験のある障がい者等などを対象に、就労に必要な知識・能力の向上などを図るため、雇用契約に基づく就労機会の提供、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労への移行に向けた支援を行います。

⑥ 就労継続支援（B型）

就労移行支援事業などを利用したが一般就労に結びつかなかった障がい者等または一定年齢に達している障がい者等を対象に、就労機会の提供（ただし、雇用契約は結ばない。）、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労への移行に向けた支援を行います。

⑦ 療養介護

病院などへの長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障がい者等に対して、身体機能及び生活能力の維持・向上を図るため、病院などへの入院による医学的な管理のもと、入浴や食事などの介護や日常生活上の相談などの支援を行います。

⑧ 短期入所（ショートステイ）

居宅において介護する人が病気などの理由により介護を受けることができない障がい者等に対し、短期間、障がい者支援施設などに入所し、食事や入浴などの介護を行います。

(2) 日中活動系サービス実施に関する考え方

全ての障がい者等が住み慣れた地域の中であたり前に働き、安心して充実した生活を送るためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、ライフサイクル（※20）に合わせて適時・適切な利用を支援する必要があるほか、就労に結びつけていくことができるよう、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるような支援体制のサービスの充実が重要です。

日中活動系サービス必要量の算定にあたっては、平成26年度中の現状を基礎として、新たに利用する者及び退院可能と思われる精神障がい者のうち移行する人数などを見込み、1月当たりの利用人数として算定します。

### (3) 日中活動系サービス必要量の見込み

#### ① 第3期計画の実績と第4期計画の目標値

##### 【利用見込み人数（実数）】

（単位：人）

サービス体系	平成24年度		平成25年度		平成26年度 (見込み)		平成29年度 (第4期) 目標値
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	
生活介護	57	47	59	64	61	63	69
自立訓練（機能訓練）	1	0	1	0	1	0	1
自立訓練（生活訓練）	5	3	5	5	5	3	5
就労移行支援	2	0	2	4	2	3	3
就労継続支援（A型）	3	2	3	2	3	2	3
就労継続支援（B型）	69	65	72	66	75	63	75
療養介護	9	9	9	9	9	8	7
地域活動支援センター	5	5	5	5	5	5	5
全 体	151	131	156	155	161	147	168

##### 【利用見込み人数（一月当たりの利用延べ人数）】

（単位：人／月）

サービス体系	平成24年度		平成25年度		平成26年度 (見込み)		平成29年度 (第4期) 目標値
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	
生活介護	1,254	1,332	1,298	1,318	1,342	1,300	1,518
自立訓練（機能訓練）	22	0	22	0	22	0	22
自立訓練（生活訓練）	110	42	110	58	110	60	110
就労移行支援	44	20	44	39	44	40	66
就労継続支援（A型）	66	46	66	46	66	46	66
就労継続支援（B型）	1,518	1,184	1,584	1,164	1,650	1,170	1,650
療養介護	198	279	198	248	198	250	210
短期入所	4	16	4	34	4	30	30

## ② 第3期計画の評価

生活介護の利用者数が年々増加しておりますが、これは在宅でサービス未利用者が利用を始めたことなどによる新規利用者が増えたことによるものです。

自立訓練事業・就労移行支援事業については、現在、市内に事業所がなく、他市町村での利用となっております。

就労継続支援事業については、事業所の新体系移行に伴う利用者のサービス切り替えが終了しており、大幅な増加はなく、目標値を大きく下回りました。

また、市内には就労移行支援及び就労継続支援A型の事業所がないため、一般就労に向けた支援を行えず、利用率が伸び悩む状態となりました。

就労系サービスは、自立生活に向けた収入確保の重要サービスであることから、相談支援事業所及び就労系サービス事業所と連携を行い、新規利用者の利用促進を行います。

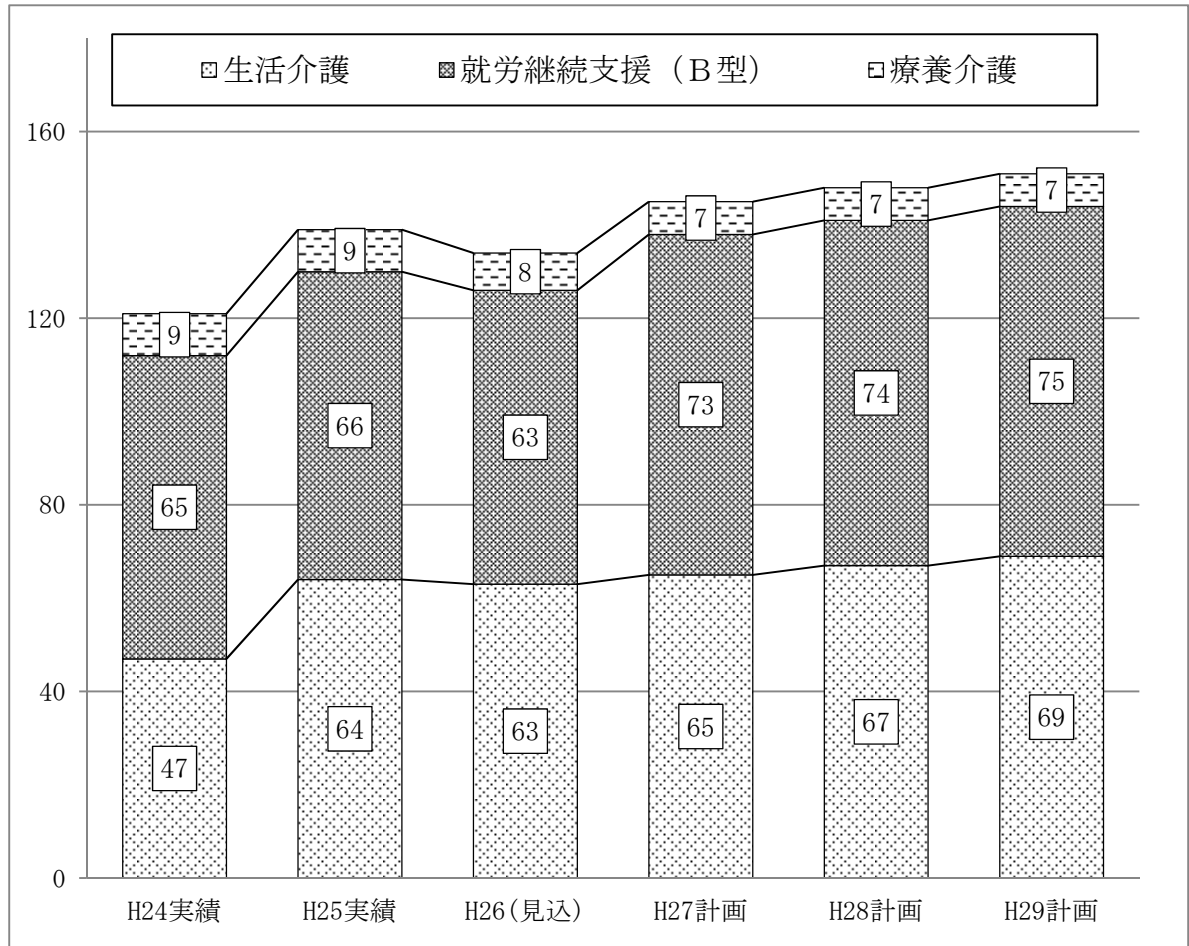
短期入所については、目標を上回りましたが、これは支援している家庭状況の変化（DV（※13）及び虐待等）により緊急避難的な利用が増えているほか、将来施設入所を検討している児童が、施設等での生活に慣れることを目的に利用されるケースが増えました。



③ 第4期計画の目標値

生活介護・就労継続支援（B型）・療養介護

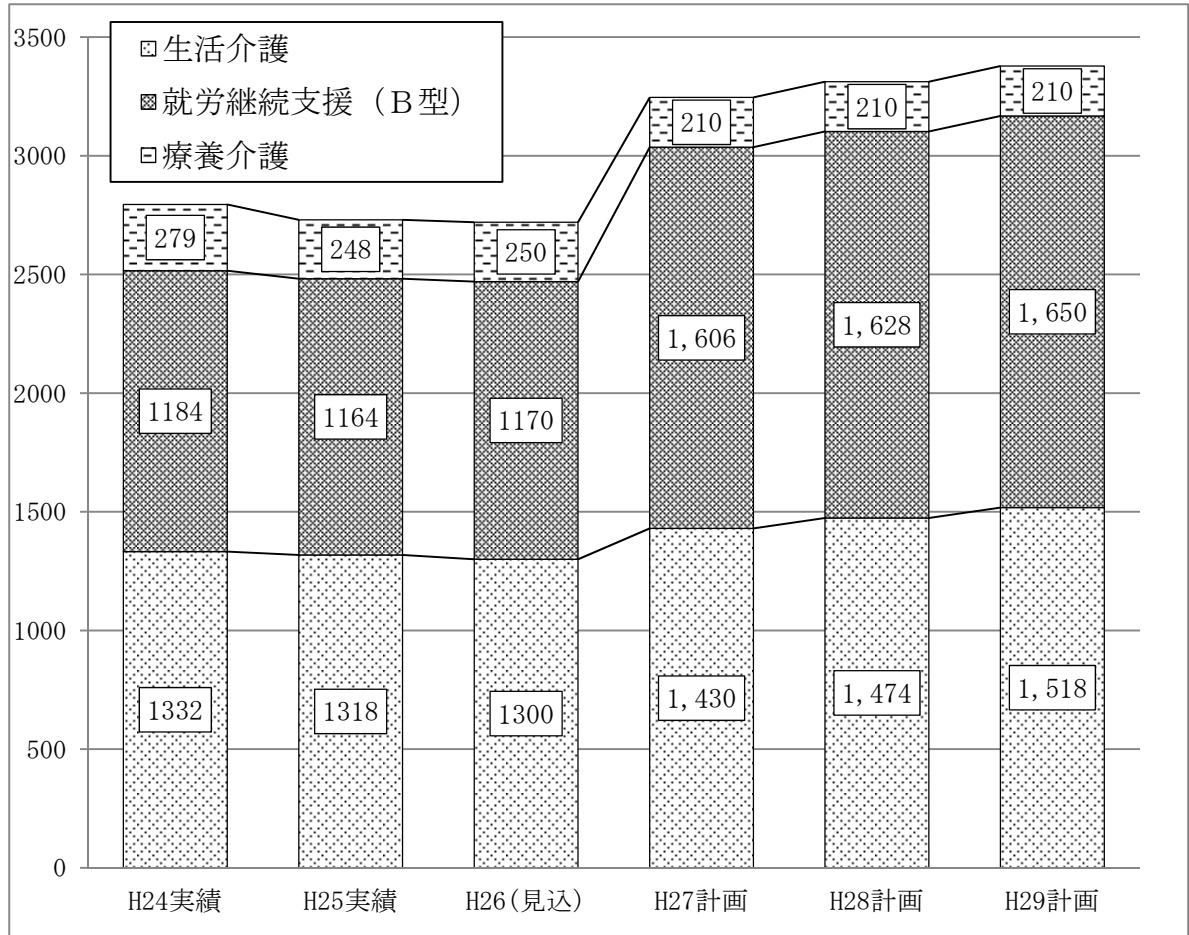
【利用見込み人数（実数）】



（単位：人）

サービス体系	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （第4期） 目標値
生活介護	65	67	69
就労継続支援（B型）	73	74	75
療養介護	7	7	7

【利用見込み人数（一月当たりの利用延べ人数）】

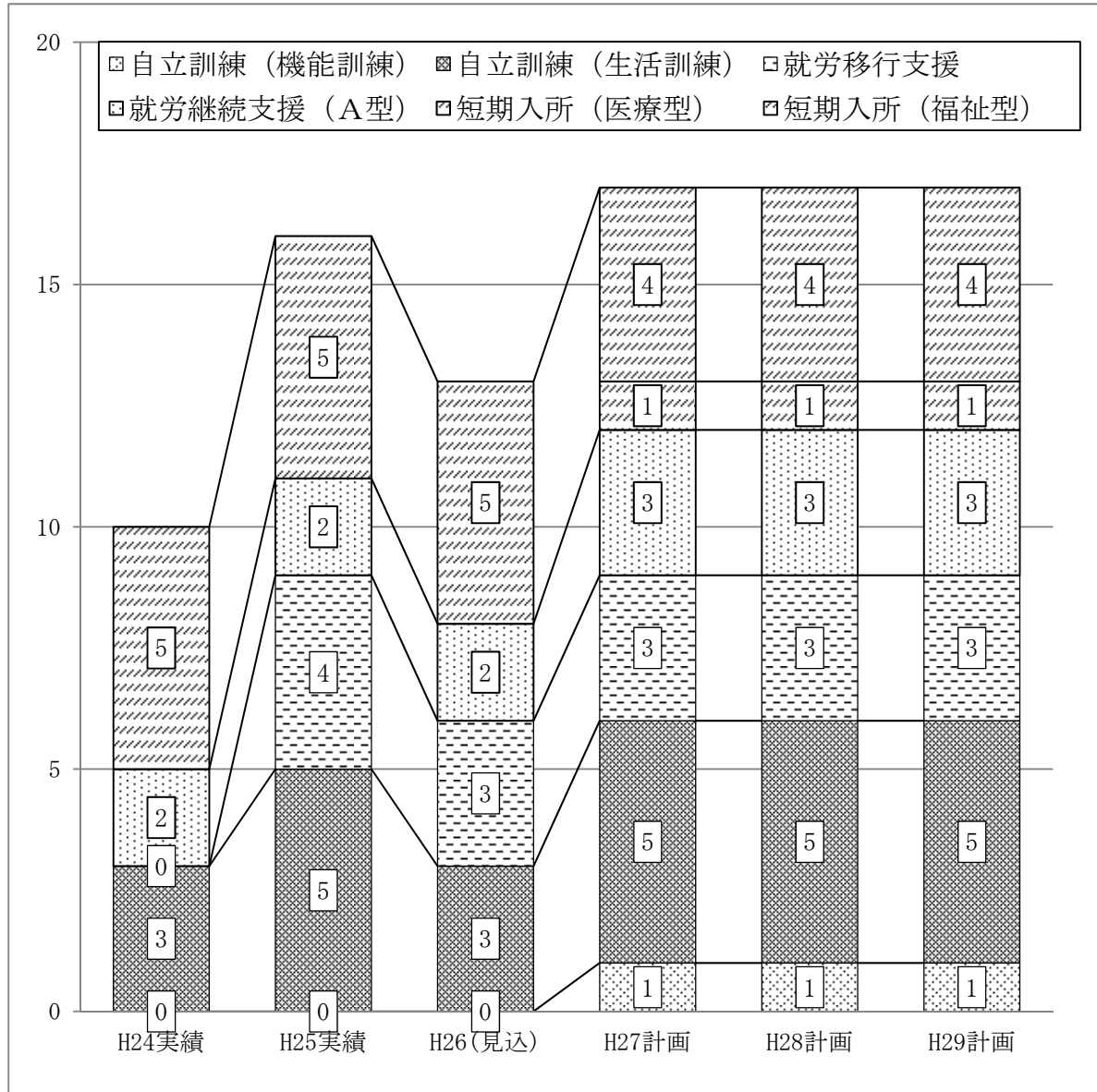


（単位：人／月）

サービス体系	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 （第 4 期） 目標値
生活介護	1,430	1,474	1,518
就労継続支援（B型）	1,606	1,628	1,650
療養介護	210	210	210

自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・  
就労継続支援（A型）・短期入所

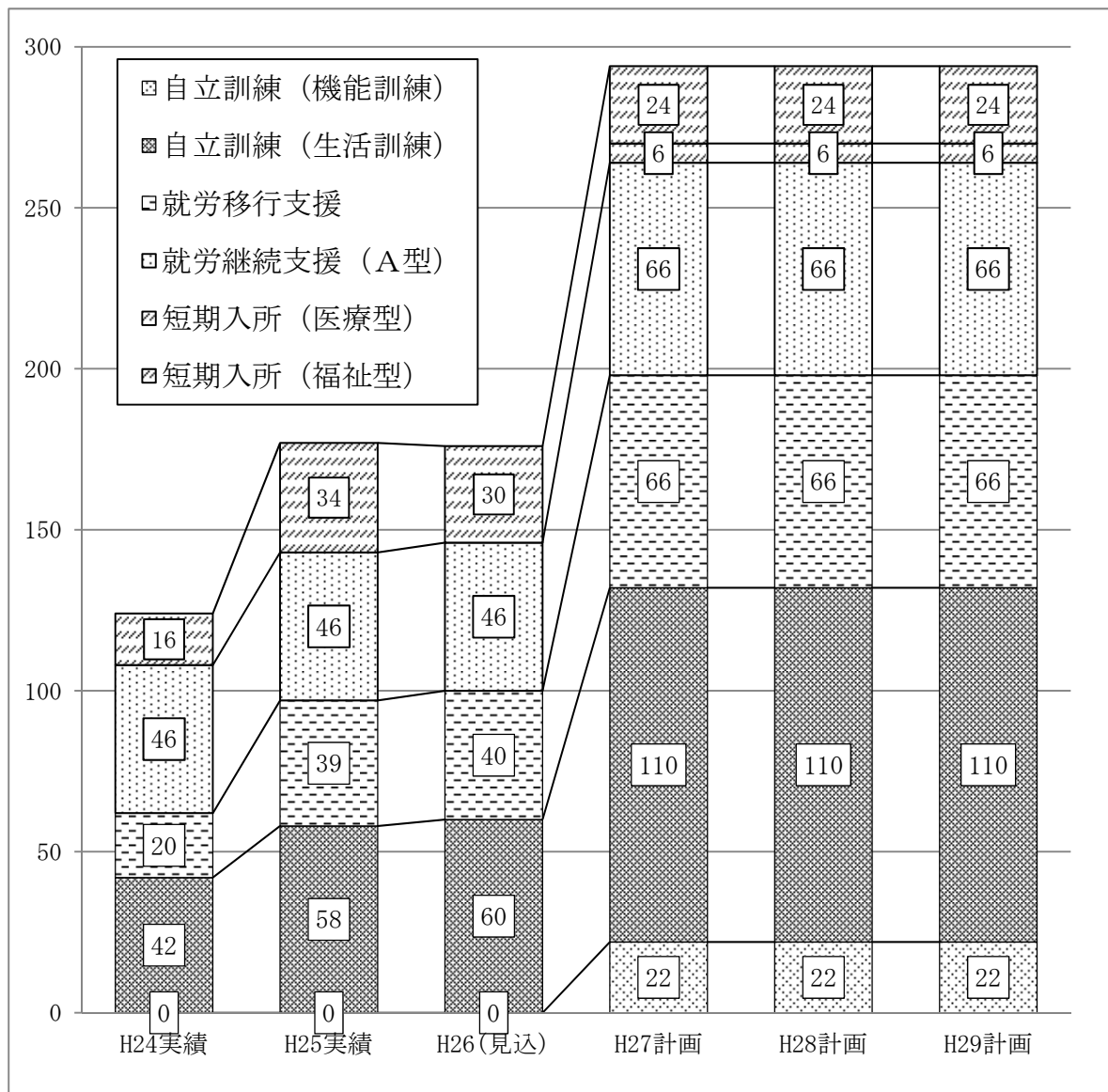
【利用見込み人数（実数）】



(単位：人)

サービス体系	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (第4期) 目標値
自立訓練（機能訓練）	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	5	5	5
就労移行支援	3	3	3
就労継続支援（A型）	3	3	3
短期入所（医療型）	1	1	1
短期入所（福祉型）	4	4	4

【利用見込み人数（一月当たりの利用延べ人数）】



(単位：人/月)

サービス体系	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (第 4 期) 目標値
自立訓練（機能訓練）	22	22	22
自立訓練（生活訓練）	110	110	110
就労移行支援	66	66	66
就労継続支援（A型）	66	66	66
短期入所（医療型）	6	6	6
短期入所（福祉型）	24	24	24

#### (4) 日中活動系サービス必要量確保のための方策

生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）及び短期入所について、円滑なサービスの提供を図るため、事業所との連携強化に努めます。

本市における就労系事業所は、就労継続支援（B型）事業所が3ヶ所あり、また、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）については、多様な業種が必要になることが想定されることから、企業等の協力を仰ぐため、広く情報を提示するとともにハローワーク等関係機関との連携に努めます。

療養介護の現在利用中のものは、法改正により児童福祉施設から障害福祉施設へ移行したものであり、移行による定員の都合上、新たな入所者の見込みが立たないことから、現利用者の状況を基準として、施設支援員とサービス提供に関し連携を図っていきます。

### 3 訪問系サービス

#### (1) 訪問系サービスの種類と内容

##### ① 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において、食事、入浴または排せつの介護を行います。

##### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする障がい者等に対して、食事、入浴または排せつの介護や外出時の移動の支援を行います。

##### ③ 行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする障がい者等に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時の移動の支援を行います。

##### ④ 重度障がい者等包括支援

常時介護を必要とする障がい者等で、その介護の必要程度が著しく高い方に対して、福祉サービスを包括的に提供します。

##### ⑤ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等について、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際の必要な援助を行います。

#### (2) 訪問系サービス実施に関する考え方

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援などのいわゆる訪問系サービスについては、障がい者等の地域での自立生活を支える上で必要不可欠なサービスであり、障がい者一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保

を図ることが求められます。

今後、施設入所や入院から地域生活への移行が進むにつれて、これらのサービスを必要とする方が増加することが見込まれるため、地域で安心して暮らすために必要な訪問系サービスについて、さらに充実を図ります。

訪問系サービス必要量の算定にあたっては、平成25年度の実績を基礎として、新たに利用する者及び退院可能と思われる精神障がい者のうち移行する人数などを見込み、1月当たりの総利用時間として算定します。

### (3) 訪問系サービス必要量の見込み（1月当たりの量）

#### ① 第3期計画の実績と第4期計画の目標値

（単位：時間／月）

サービス体系	平成24年度		平成25年度		平成26年度 (見込み)		平成29年度 (第4期) 目標値
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	
居宅介護	230	119	250	143	280	150	160
重度訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
行動援護	60	4	60	4	60	10	50
重度障がい者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0
同行援護	0	0	0	0	0	5	25

#### ② 第3期計画の評価

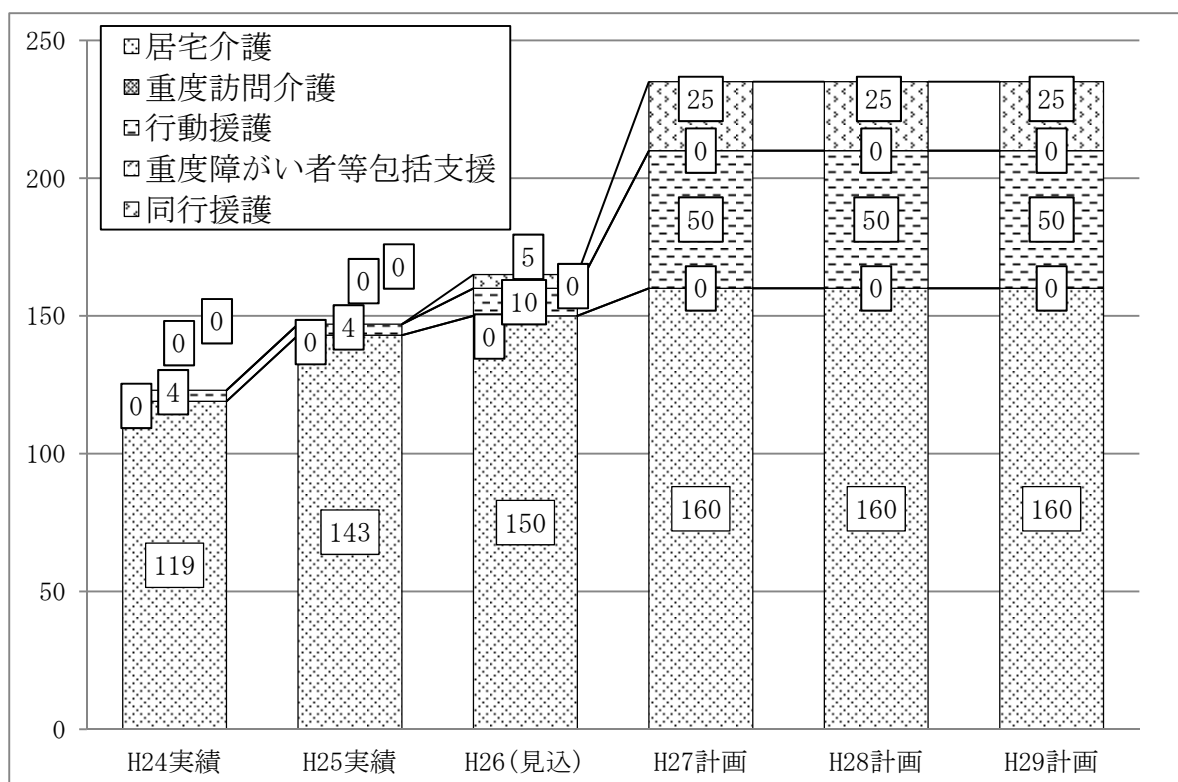
居宅介護の目標値は、これまでの実績を基に目標値を設定していましたが、利用者の介護保険制度の優先及び希望時間数より利用時間数が極端に少なかったことから目標値を下回りました。

重度訪問介護及び重度障がい者等包括支援事業は、市内に利用可能事業所がなく、利用希望もありませんでした。

行動援護事業において実績が極端に減少した理由は、就学年齢の利用者において、市外への通学の関係上、利用する機会が減少したことにより目標値に達しませんでした。

同行援護については、近隣事業所において実施できる事業所がないことから目標値を0としていましたが、道外の事業所を利用希望した方がおり、現地での手続き等に利用されました。

### ③ 第4期計画の目標値



(単位：時間/月)

サービス体系	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (第 4 期) 目標値
居宅介護	160	160	160
重度訪問介護	0	0	0
行動援護	50	50	50
重度障がい者等包括支援	0	0	0
同行援護	25	25	25

### (4) 訪問系サービス必要量確保のための方策

円滑なサービスの提供を図るため、利用者の現状把握を行い、利用者に合うサービスを提供できるよう事業所と連携強化を努めます。

また、現時点において利用者が見込まれないサービスは、計画における目標値は0となっていますが、サービスの利用希望者が発生した際には、事業所等と連携を図り、遅滞のないサービス提供体制の整備を行います。



## 4 障がい児通所支援

### (1) 障がい児通所支援サービスの種類と内容

#### ① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練、その他の必要な訓練を行います。

#### ② 医療型児童発達支援

児童発達支援及び治療を行います。

#### ③ 放課後等デイサービス（※12）

生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

#### ④ 保育所等訪問支援

障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

### (2) 障がい児通所支援実施に関する考え方

通所支援の実施に当たっては、法の趣旨に基づき、障がい種別に関わりなく、様々な児童の受け入れ態勢が必要不可欠となります。

サービスの実施に当たっては、身近な地域で支援を受けられるよう近隣市町村の事業所と連携を図り、利用者に適正な支援が行えるように努めます。

### (3) 障がい児通所支援サービス必要量の見込み（1月当たりの量）

#### ① 第3期計画の実績と第4期計画の目標値

（単位：人／月）

サービス体系	平成24年度		平成25年度		平成26年度 （見込み）		平成29年度 （第4期）
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	目標値
児童発達支援	0	11	0	16	0	21	36
医療型児童発達支援	0	1	0	1	0	0	1
放課後等デイサービス	0	11	0	13	0	18	30
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0	0

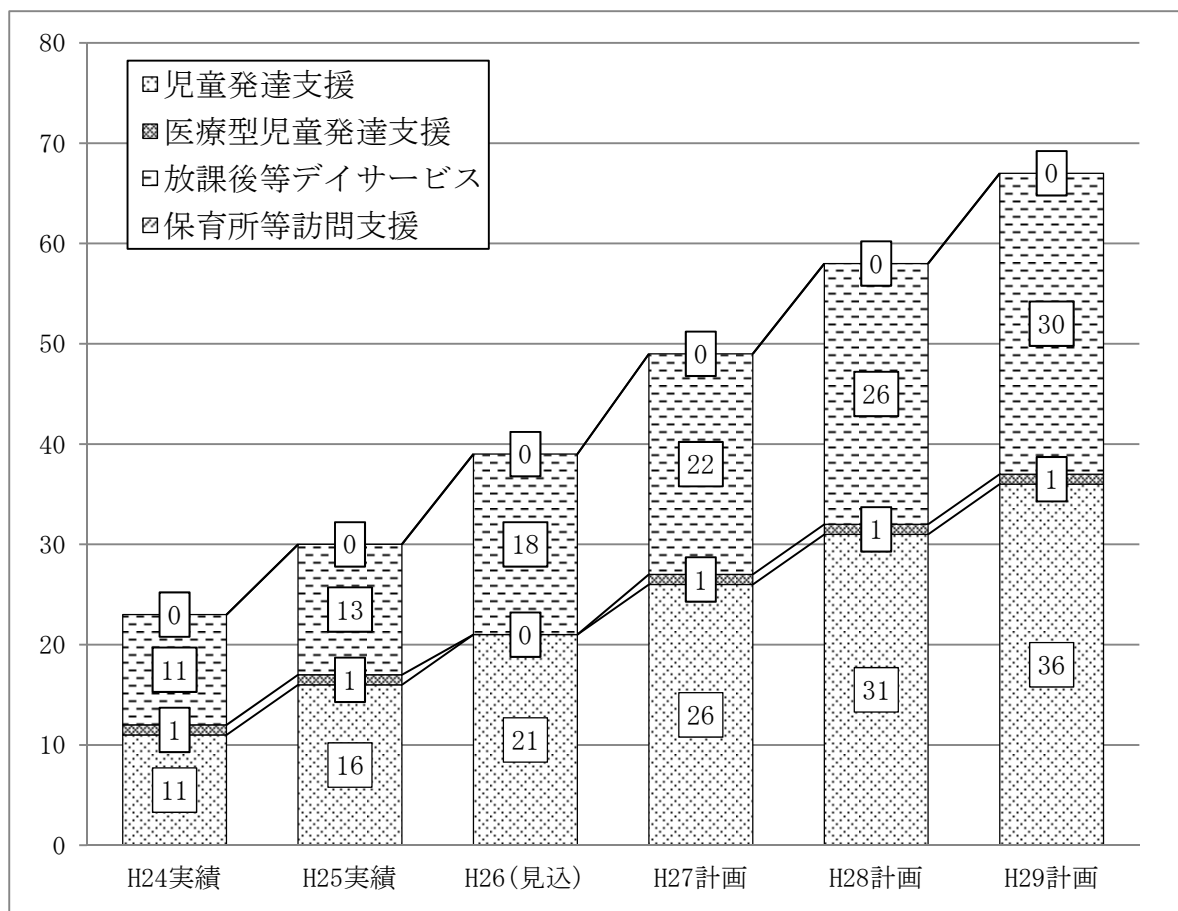
#### ② 第3期計画の評価

平成24年度から事業が開始され、第3期障がい福祉計画の策定期間の都合上、目標値設定をすることができませんでした。

本市においては、児童発達支援と放課後等デイサービスの2種類のサービスを実施しており、児童発達支援は就学前検診の実施により利用希望者が増加傾向にあり、放課後等デイサービスも就学後のサービスとして、利用者が増加の傾向にあります。

医療型児童発達支援及び保育所等訪問支援は、市内に事業所がなく市外事業所での利用となりましたが、引き続き利用可能事業所と連携を図ります。

### ③ 第4期計画の目標値



(単位：人／月)

サービス体系	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (第 4 期) 目標値
児童発達支援	26	31	36
医療型児童発達支援	1	1	1
放課後等デイサービス	22	26	30
保育所等訪問支援	0	0	0

### (4) 障がい児通所支援サービス必要量確保のための方策

児童発達支援については、未就学児検診及び児童相談所の巡回相談事業と連携し、利用者への制度説明を行います。

また、放課後等デイサービス事業においては、就学に伴う児童発達支援からサービス移行する者のほか、市外の養護学校等に通う児童のため、安心してサービスが受けられるよう各事業所と連携を図ります。

## 5 相談支援

### (1) 相談支援の種類と内容

#### ① 計画相談支援（サービス利用計画作成）

障がい者等の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案したサービス等利用計画を作成し、その後のサービス利用状況を検証しながら、期間を定めて計画の見直しを行います。

#### ② 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

#### ③ 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者等につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。

### (2) 相談支援実施に関する考え方

計画相談支援（サービス利用計画作成）については、サービス利用者全てが対象となりますが、初年度は新規利用者、施設入所者を優先とし段階的に拡大していくよう進めていきます。

地域移行支援については、施設や病院などからグループホームや自力で生活していくなど、実際に地域移行可能な利用者を対象として支援していきますが、新規の事業であるため、実績からの算定ができないものの、10名を目標とし、今後施設や病院とも連携を取りながら進めていきます。

地域定着支援は、継続した支援が必要な在宅利用者で実績に基づき相談利用者数を見込んで目標値を設定しました。

### (3) 相談支援必要量の見込み

#### ① 第3期計画の実績と第4期計画の目標値

(単位：人／年)

サービス体系	平成24年度		平成25年度		平成26年度 (見込み)		平成29年度 (第4期) 目標値
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	
計画相談支援	5	1	15	31	22	197	227
地域移行支援	1	0	1	1	1	1	10
地域定着支援	1	0	1	0	1	0	1

#### ② 第3期計画の評価

相談支援事業においては、平成24年4月1日よりサービスが実施され、平成24年度から平成26年度までの3ヵ年の経過措置期間中に、全ての利用者の計画相談支援を作成することとなりました。

計画相談支援を作成するには専門的資格・知識が必要となり、開始当初から作成できる事業所又は相談員がおらず、計画作成が伸び悩んでいましたが、平成26年度に近隣他市の事業所が本市利用者に係る計画作成を行える体制が整備されたことから、経過措置期間中に全ての利用者の計画相談支援を行うことができる予定です。

#### ③ 第4期計画の目標値

(単位：人／年)

サービス体系	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (第4期) 目標値
計画相談支援	207	217	227
地域移行支援	10	10	10
地域定着支援	1	1	1

### (4) 相談支援必要量確保のための方策

障がい者等からの相談に対し、的確な情報提供及び助言等を行い、対象者にきめ細かく支援するとともに、事業所との連携を強化することにより、より効果的に事業が展開できるよう努めます。

地域移行生活に向けた相談、利用者や家族等への情報提供等に努めるとともに、医療機関・行政機関等との連携及び調整を密に行います。